

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針見直しの概要

1 見直しの経緯について

- (1) 平成 20 年度から平成 29 年度までの目標値^(注)を定めた、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(平成 19 年 10 月 30 日策定)(以下「行政指針」という。)については、技術動向等を踏まえて、策定から 5 年後を目途に見直しを行うこととされている。

(注) 平成 29 年度までの普及目標値

字幕放送 : 対象の放送番組のすべてに字幕付与 (NHK (総合)・在京キー 5 局等)

解説放送 : 対象の放送番組の 10% に解説付与 (NHK (総合)・在京キー 5 局等)

対象の放送番組の 15% に解説付与 (NHK (教育)) 等

- (2) 総務省においては、平成 24 年 1 月から同年 4 月まで「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会(座長:高橋紘士 国際医療福祉大学大学院医療福祉学分野教授)」を開催し、行政指針の見直しについて検討した結果、平成 24 年 5 月 23 日に報告書の取りまとめを行い公表したところであり、当該報告書の提言を踏まえ、行政指針を見直すこととする。

2 行政指針の改正点について

- (1) 字幕放送

ア NHK、地上系民放及び放送衛星による放送 (NHK の放送を除く) において、大規模災害時等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与することを新たに目標とする。

イ NHK において、災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に、全ての定時ニュースに字幕付与することを新たに目標とする。

- (2) 解説放送

普及目標の対象番組(権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組)について、明確化を行う。

- (3) 手話放送

これまで目標の無かった手話放送について、新たに次の目標を策定する。

ア NHK においては、手話放送の実施時間をできる限り増加させる。

イ 放送大学学園、地上系民放、放送衛星による放送 (NHK の放送を除く)、通信衛星による放送及び有線テレビジョン放送においては、手話放送の実施・充実に向けて、できる限りの取り組みを行う。

- (4) その他

電気通信役務利用放送法(平成 13 年法律第 85 号)の廃止等に伴う規定の整備を行う。